

統命院の創置とその経済的基盤

西別府 元 日

はじめに

中央集権国家として誕生した日本の古代国家は、地域性の否定と画一性の強要をその特徴としていた。したがって、政權継承者たちによって編纂された『統日本紀』以下の正史には、画一化の代名詞としての「徳化」浸透の対象としての地域しか表現されないこととなり、地域の独自性は極めて希薄なものとなるのである。いっぽう、近年日本列島の各地で展開される埋蔵文化財の調査をはじめとする各種の歴史的調査は、各時代における地域の個性の存続と継承という事実を具体的に表現しているといえよう。

このような、地域における歴史的個性をめぐるギャップを、どのように埋めていくのか。これが、現代の歴史研究者に課せられた課題のひとつであることは、あらためて指摘するまでもないであろう。こうした問題意識から、筆者はかつて佐渡を事例に、古代地域史研究の方法を模索し、改めて現地を

「歩く」ことの重要性を痛感した。文献史料の行間・紙背に隠されている真実を析出し、地域性に接近する手段としてのフィールド調査の方法論を歴史学の立場から確立することが必要なのではなかろうか。本稿は、以上のような問題意識にたつて、九世紀の西海道に現出したひとつの歴史事象をとりあげ、文献史料とフィールド調査との相互媒介的理解の方途を模索しようとするものである。

ところで、古代西海道は、その地理的位置から、列島諸地域のなかでも極めて特異な地域として認識されていた。それゆえに、西海道諸国を統率する大宰府を中心とした政治的動向は、比較的豊富に正史類にも記述されている。しかし、これらを解釈する研究者の側に、地域の独自性と歴史的課題を考究する意識が乏しく、安易に「中央」地域の史的展開にひきつけて解釈しようとする方法論の弱さも重なって、十分に個々の歴史事象の意味を理解するにはいたっていない。かつて筆者は公営田の創設を素材に、こうした傾向への疑問を提示したことがある。しかし、ここではフィールド調査方法の

模索という課題は、その素材の性格もあって極めて不十分であつたといえよう。

本稿では、公営田とは、同時期の歴史事象である統命院という施設を分析の対象として、以上のような方法論的課題への回答を試みるものである。それとともに、西海道諸地域の研究のなかでも、比較的研究が進んでいない統命院の実像を考察し、かつこれを通して九世紀前半の西海道の歴史的動向の一端を明らかにしようとするものである。

一、統命院の創設とその背景

(一) 小野岑守と統命院

統命院は、良吏として高名な小野岑守が大宰大式在任中に設置した施設である。その創置に関しては、すでに倉住靖彦氏の委曲を尽くした研究があるが、若干補考すべき事項もあるので、煩を厭わず基礎史料ともいふべき『続日本後紀』承和二年十二月癸酉条を掲げ、その検討からはいりたい。

癸酉。故参議刑部卿從四位上小野朝臣岑守。前為大宰大式^一時建統命院一處^二。以備往來之宿舎^三。但不^レ藉^二公力^一。恐不^レ得^二長存^一。乃叙^二本意^一。具修^二解文^一曰。管九國二嶋之民。或公或私。往來相統。其求輕者暫^二經^二時月^一。其事重者竟^レ歲始還。客^二宿於府倉之下^一。賃^二寄於閭閻之間^一。若至^二疾病纏^レ身。手足不^レ隨。官司督察。非^二養^レ病之處^一。主家爭趁。皆忌^レ死之人。遂

使^二露^二臥道路^一。暴^二死風霜上^一。縱有^二時得^二痊愈^一。亦以^二飢寒^一死者。十而七八矣。見^二其如此^一。心深救恤。聊建^二統命院一處^一。檜皮葺屋七宇。鼎一口。墾田百十四町。以擬^レ救^二飢病^一。有^レ志無^レ力。庶^二幾萬^一。地隔人遠。執檢難^レ周。輒以^レ屬^レ人。更增^二疎廢^一。若遂不^レ因^二公力^一。恨^二心願之徒已^一。伏望。令^二府監或典一人。及觀音寺講師^一。勾^二當其事^一。相替之日。一事已上。皆依^レ實勘附。若不^レ加^二修理^一。令^二致^二破損^一。及非法費用之類。並以^二官法^一論。未^レ及^二上聞^一。岑守物故。其家就^二大臣^一。追以^レ陳請。勅報曰。思^レ撫^二黎甿^一。不^レ忘^二堅寐^一。字縣寬遠。無^レ聞^二控告^一。見^二此髮納^一。爰知^二忠槩^一。宜^二速令^二所司^一俾^レ允^レ所請^一。勾當之官。遷替之日。与^二奪解由^一。一准^二国司^一。

この史料は、小野岑守による統命院設置の経緯とその没後の管理の変更を述べたものであるが、まず簡単に小野岑守という人物について述べておきたい。岑守は、古代雄族である小野氏の嫡流である。岑守の子篁の薨伝に「岑守。弘仁之初為^二陸奥守^一。篁隨^レ父客遊。便^二於^二據鞍^一。後歸^二京師^一。不^レ事^二學業^一。嵯峨天皇聞^レ之。歎曰。既為^二其人之子^一。何還為^二弓馬之士^一乎。篁由^レ是慚悔。乃始志^二學^一」とみえ、尚武の家柄ながら好学の官吏であつたことがわかる。岑守自身は諸国司を歴任し、弘仁十三年（八二二）三月に参議・大宰大式に就任、天長五年（八二八）に大宰大式を辞し勘解由長官・刑部卿となつたのち、天長七年四月に死去している。

史料によれば、続命院は大宰大式在職中の小野岑守が、公私の所用で大宰府に逗留する人々のために設置したもので、存命中の岑守が解文を提出して、その公的管理を要請していたが果たせず、岑守死去の後、家族が岑守の意志を大臣（おそらくは右大臣清原夏野）に上申し、その奏上の結果、天皇の裁可をえたことがわかる。

なお、続命院設置と管理移管のことは、『類聚三代格』巻十二の承和二年十二月三日官符にも述べられているが、官符は存命中の岑守解を引用するのみで、岑守没後の家族の上申にはふれていない。いっぽう官符では、事書注文として「続命院一處在大宰府南郭」「檜皮葺屋七字鼎一口」「壘田百十四町国郡篠里坪着在別巻」が列挙されているが、引用史料では「続命院一處」「檜皮葺屋七字鼎一口」「壘田百十四町」が本文中に織り込まれているのみである。『類聚三代格』と『続日本後紀』の表現上の相違は、編纂の趣旨の相違にもとづくと考え、以後の考察では、両者を複合的に利用することとしたい。

二つの史料を詳細に検討された倉住氏は、岑守による続命院の建置を天長元年前後とされ、建置は個人的立場からなされたもので大宰府政庁は直接には無関係であったこと、大宰府が政治・経済・文化の中心でありながら来府する旅行者が極めて劣悪な環境のもとにおかれていたこと、建置と運営の時期は弘仁十三年の疫病流行など早急な対応に迫られていたこと、続命院に付与された壘田は大式たる岑守によって公営田設置というような管内諸国田畝の再検討のなかで付与され

たこと、その壘田は諸国に分散所在しており福岡県京都郡犀川町および佐賀県三養基郡三根町の続命院という地名は壘田に由来すること、続命院は大宰府に特有のもので政庁周辺のはるか南方で長丘駅に隣接する筑紫野市俗明院周辺に位置していたことなどを指摘されている。

倉住氏の指摘された諸点の多くは大局的には正鵠をえたものと考えられるが、建置の事情、とりわけ弘仁・天長期の大宰府をめぐる状況や壘田集積の問題などについては、補足と事実の解明が可能である。以下本節では弘仁・天長期の大宰府をめぐる状況から検討することとしたい。

（二）続命院創置の政治的・社会的背景

倉住氏の指摘にもあるように、岑守が大宰大式として治政にあたった弘仁末年から天長前半は、公営田の設置など大宰府にとって画期的な改革が相次いで実施された時期である。それらの改革を促した要因は、大きく二点があげられるであろう。

そのひとつは弘仁六年ごろからみえはじめた不作が弘仁八年には飢饉となり、弘仁十三年には「管九国三島。疫病氣方₍₈₎発。或₍₉₎率₍₁₀₎家病臥。無₍₁₁₎二人看養₍₁₂₎。或合₍₁₃₎門死絶。無₍₁₄₎葬斂₍₁₅₎」⁽⁸⁾「大宰管内。比年不₍₁₆₎登。百姓屢飢。或至₍₁₇₎死者在₍₁₈₎」といわれるほど、不作・飢饉・疫病が連年のように続いていたことである。この状況については、拙稿Aにおいても論述したが、飢饉・疫病の連続は、膨大な死亡人口分田・絶戸田を現出さ

せるいっぽう、社会的貧富の差をいっそう鮮明にしていって。総体として民力が衰退した状況のなかで、出現した膨大な絶戸田を、どのように処理していくのか。これが大宰府・西海道諸国の課題となっていたのであり、その答えのひとつが公営田制であった。岑守の大宰大貳の就任が弘仁十三年三月であることを勘案すれば、大宰府管内の危機的状況の克服が岑守に期待されていたのである。

赴任した直後の岑守は、こうした公営田政策の立案に邁進し、管内の課丁数や死亡人口分田・絶戸田、さらにはその周囲に存在する荒廢した治田墾田などの掌握に明け暮れたと考えられるのである。統命院墾田は、このような状況のなかで占定されたのであり、占定しうる墾田は、法的問題をべつにすれば広汎に存在していたのである。こうした視点で考えれば、倉住氏が公営田制の創設と統命院墾田との関連性を指摘されたのは卓見というべきであるが、その占定の具体的様相は検証されていない。その点については後述したい。

このように、大宰大貳在任中に岑守が統命院を設置した背景に、飢饉・疫病の猛威があったことは否定しがたい。そして飢饉の発生、絶戸田の出現が、一面では自然災害といえないわけではない（その前提に過重な課役体制があることはいうまでもない）。しかし、統命院創置の要因を、これにのみ帰することは、その政治的意味、とりわけ政府の画一的施策による地方行政の混乱という側面を見失わせることになるであろう。とりわけ、律令国家機構のなかで特異な立場にあ

る大宰府・西海道諸国では、他の令制国では問題にならない政策によって大きな混乱が生じることがあったのである。

こうした視点から、統命院創置に関する岑守の奏上をみるならば、その創置によって大宰府での長期逗留中の悲劇の解消が目途とされていることに注目すべきであろう。この問題は、律令国家が根源的にかかえる矛盾であるが、この矛盾が増幅される事態が、弘仁・天長期の大宰府に起こっていたのである。それは、次の史料のなかに見いだされる。

太政官符

応直_レ府書生權任_二郡司_一事

右得_二大宰府解_一偏。府所_二惣管_一九国二島。政迹之體內外相兼。雜務出納觸_レ色紛繁。監典等早朝就_レ衙午後分行。多_レ事少_レ人僅檢_二大略_一。唯就_レ事書生得_レ辨_二細碎_一。因_レ茲承前選_二擇書生_一。每_レ所配充永置不_レ替。求_二得經按_一繫名郡司盡_二其勤卓_一。而依_二太政官去弘仁三年八月四日符_一。郡司之選一依_二国定_一。書生等競就_二本国_一。無_レ心_レ留_レ府。雖_レ加_二捉搦_一。免而無_レ恥。弘仁七年以來雜公文至_レ今未_レ進職斯之由。望請。直_レ府書生隨_二其才_一。權任_二主帳以上_一。惣數莫_レ過_二三十人_一。名繫_二郡司_一身留_二府衙_一。以_二繼請之慶_一肅_二奔躁之心_一者。右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請。

天長二年八月十四日（『類聚三代格』卷七）

この天長二年の太政官符は、岑守が大貳在任中の大宰府解をうけて出されたものである。かりに倉住氏の指摘のように

続命院が天長元年に建置されたとするならば、時期的にも内容的にも、きわめて密接な関係有する史料と考えられるのである。とくに大宰府解が、弘仁三年以前の大宰府では山積する事務を処理するために書生を任用配置してきたが、郡司の選任に際して国司の推挙を優先することを命じた弘仁三年以後、書生らが本国に帰ってしまい、弘仁七年以降公文処理が停滯してしまったことを述べていることに注目したい。

大宰府の権限を強くみるか弱くみるかの論議はあるが、西海道諸国には二重勘会制という特異な勘会システムが適用されていたことは論議の余地がない。それは、西海道諸国が大宰府や諸国に納める租税の現物と帳簿を照合して、貢納の欠落をふせぎ、その結果をさらに太政官政府が勘会するしくみであり、大宰府の事務量も膨大なものとなっていた。このため、大宰府も種々の方策によって事務処理の円滑化をはかっていたが、とくに西海道諸国の掾・目と郡司の選考権（実質的には郡司任命権ともいえる）に依拠して、郡司クラスの有力者を書生として大宰府機構のなかに組織し、政務処理をはかっていたのである。いわば大宰府の行政機能は、地方豪族層出身の書生によって担われていたのであり、それが弘仁三年以前には一定度有効だったのである。

ところが、全国的な国司権限の強化という政治的動向のなかで、国司による郡司推挙を重視する国定制が実施されたため、書生たちは国司の推挙をえるため、本国に帰るといった事態が生じ、その結果、大宰府の政務処理が遅滞していったの

である。大宰府解自体がみとめるこの弘仁七年以来の状況こそ、岑守がその奏上で「九国二嶋之民。或公或私。往来相統。其求輕者暫經時月。其事重者竟歲始還。客宿於府倉之下。賃寄於閭閻之間。若至疾病纏身。手足不隨。官司督察。非養病之處。主家爭趁。皆忌死之人。遂使露臥道路。暴死風霜。縱有時得痊愈。亦以飢寒死者。十而七八矣」と表現した事態の原因だったのである。

したがって府書生の権任郡司制こそ、停滯する政務処理を円滑化する手段であり、続命院はその政務処理の停滯に苛まれる運脚などの惨状を、とりあえず弥縫せんとするものだったといえよう。弥縫策であれば、恒久的に制度化する必要もなかったため、当初は公的な認知、オーソライズすることなく岑守の「私的」な創置という態勢をとったものと考えられるのである。しかし、現実にはその後も、大宰府の政務処理は好転しなかったようである。そのため、岑守は大宰大貳を離任した段階で、公的管理による続命院の存続を願い出たものと考えられるのである。

続命院は相続く自然災害と疫病による民力の衰退、絶戸田をはじめとする耕地の荒廃、そしてより直接的には大宰府の行政機能の破綻にともなう大宰府での長期滞在者の増加という悲劇に対処するため創置されたものであった。それでは、大宰府滞在者の逗留場所と考えられる檜皮葺屋七字からなる続命院の本体施設はいずこに立地していたのであろうか。

(三) 続命院の位置

続命院施設の所在地については、貝原益軒が「続命院は誠にめくみ広き設けなりしか、院はいつの時にか絶けん、今は村の名と成ぬ。近き世には、訛て俗明院と書こそ猶淺ましけれ。村中に其院のありし址かつて懇に尋しに、今はしれず」と現筑紫野市俗明院周辺に比定して以来ひろく踏襲され、伊藤常足も「御等郡俗明院村（宰府の西に當る）南に當るあり是続命院の在し處とは聞えたれども其基趾詳ならず」とその説を支持している。

倉住氏も前述のように、その所在地を筑紫野市俗明院周辺（次頁図Ⅰ参照）とされ、最近刊行された『福岡県の歴史』¹²でも同趣旨の記述がみられる。なお、『福岡県遺跡等分布地図』¹³では、この地を「俗明院跡」と登載しているが、遺跡の年代・種別・概要などの記載はみられない。

しかしこのような諸説には、若干の疑問がある。その最たる問題点は、続命院の場所を『類聚三代格』所載官符が「在大宰府南郭」と注記している点である。

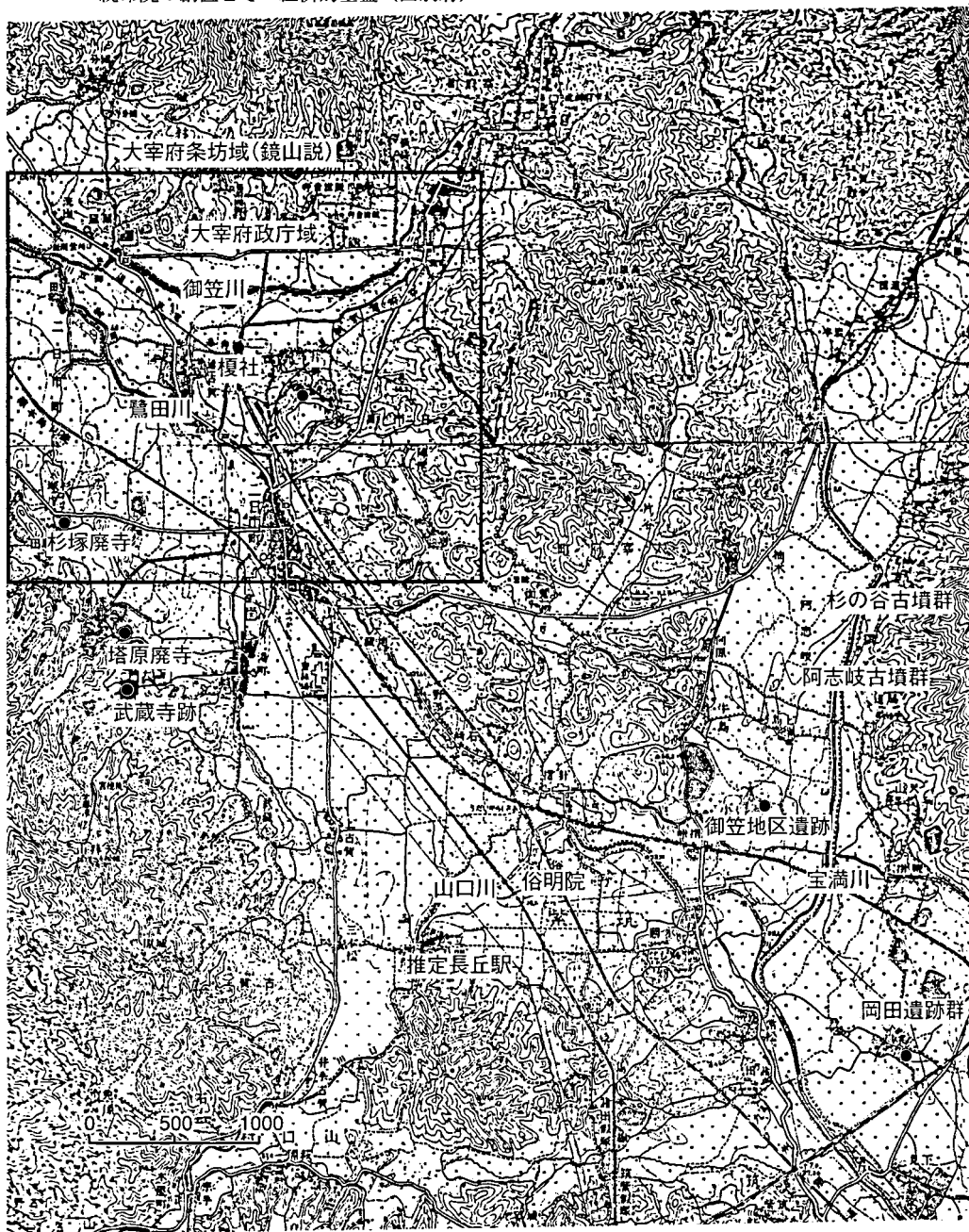
「郭」は『大漢和辞典』巻十一によれば、かこい・くるわ、都邑の周辺をかこむ壁壁という意味であるから、明確な標識をともなった一定区画の建物群を意味するものといえよう。

「博多是隣国輻輳之津。警固武衛之要。而堺与鴻臚相去二駅」¹⁴「大宰府廓中飢疫。賑給之」など同時期の表現から、大宰府政庁域（府庁域）と一体性を有する空間の表現と考えることもできるが、これをいわゆる条坊プランにもとづく左廓・右郭から構成される大宰府条坊域（大宰府都城）と同一視する

ことには現段階では躊躇せざるをえない。「南郭」や鴻臚館に対比される「堺」「大宰府廓」の表記と、左右郭とは時間的に隔りがあるようである。

都市としての大宰府の条坊制については、鏡山猛氏の先駆的研究があるが、一町（一〇九m）を単位とする方格地割にもとづき、南北二十二条、東西各十二坊の条坊域が奈良朝までには成立したとする鏡山説には、発掘調査の結果と齟齬する部分が多く、近年さまざまな異論が提示されている。¹⁵とりわけ金田章裕氏は、府庁域の南にあたる御笠川・鶯田川流域の地割りは二八〇尺（一〇〇m）単位であること、地割りの施行はともかくもいわゆる条坊プランの完成は大宰府第三期政庁の造営と歩調をとにもすることなど、鑑山条坊説に全面的な再検討を提起されている。方格地割に関しては、金田説と齟齬する調査結果もあり、大宰府全域のプランを論議するに十分な資料が揃ったとはいえない段階であるが、条坊プランの完成時期については、金田説に説得性がみとめられる。

こうした見解にしたがえば、九世紀段階で、鏡山説の条坊域を一体的な都市的空間と考えることは困難であるが、そのいっぽうで「此府人物殷繁、天下之一都会也」と大宰府が、自賛した状況を否定することも難しいであろう。そうした意味では、府庁域とその前面の官衙域から推定「朱雀大路」に沿って南下し、榎社周辺までに都市的空間を推定する狭川説が注目される。この都市的空間が郭として当時意識されていたと考えることができようが、その場合、続命院の所在地とさ



『日本列島三万五千分一地図集成V』（1994年科学書院刊）所収の「大宰府」「甘木」（ともに大正15年測量）を合成し、61%に縮小

れる南郭はどのように考えるべきであろうか。

鏡山・金田氏は、統命院所在地をその地名から筑紫野市俗明院と比定することによってこの地域が南郭条里あるいは南郭と称されたとされる。これに対し倉住氏は、統命院所在地を筑紫野市俗明院とされながらも、「政庁跡の南方約四キロに位置し、条里制施行区に含まれるこの付近を一般的な郭の概念で理解しうるかどうか疑問」として、「南郭」を郭の南方という程度で使用されたものとされる。これら先学の主張は、俗明院という地名に依拠されて統命院所在地と推定されたものと考えられるが、後述のごとくゾクミョウイン地名が必ずしも統命院本体を意味するとは限らない。また官符に「南郭」と記されたことは、「南郭」が特定空間を表現する地名であったことの反映とみるべきであろう。さらに後述のごとく、俗明院周辺に条里地割りが実施されていたことは否定しがたいから、かりにこの地に統命院が所在したならば、その位置は条里呼称によって表現されるのが自然であろう。

また倉住氏が指摘されるごとく、政庁域から筑紫野市俗明院までは南東方向に直線でも約4kmも離れており、その間には上古賀から石崎・針摺さらにその東方の高雄にかけては、さほど高くはないが分水嶺となっている。地理的・地形的に、大宰府域と俗明院周辺ではかなりの異域感が存在したのではなからうか。かりに大宰府域が一町方格地割でないとするならば、一町方格地割が顕在する俗命院周辺との違和感はさらに大きいと考えられる。

宿泊逗留施設としての統命院創置の目的や、『延喜交替式』の大宰府の監・典と観音寺講師による院事勾当の規定などを考えるならば、統命院本体は、大宰府政庁ないしはその周囲の官衙区域に、容易に歩を運べる場所に占地されたと考えるのが自然であろう。

このような種々の実情を勘案するならば、統命院があった南郭は大宰府域（鏡山説による条坊域の範囲）に想定するのが妥当であろう。南郭をどのあたりに比定するか。現段階では断案はないが、「塙与鴻臚相去二駅」「大宰府廓中」などと記述されるように郭が府庁域を含む都市的密度の高い空間と意識され、南郭もまた「郭」という都市的空間を表現する文字が使用されていることに注目したい。しかも、前述のように南郭が社会的に認知されていたことを考えるならば、大宰府域に南北二つの郭を想定するべきであろう。

その場合、大宰府域で郭とよべる実態を現段階で想定できるのは、府庁域周辺から推定「朱雀大路」に沿って南下し榎社周辺にいたる一帯のみである。とするならば、この都市的空間域とその周辺を、南郭とするべきではないかと考える。すなわち、それは大宰府域を、御笠川の氾濫原を境に南北に二分して考え、御笠川南岸から鷺田川北岸には含まれた一帯が南郭とよばれていたとする推測である。

統命院が、大宰府域の都市的空間のなかに建築されたと考えるならば、俗明院の「ゾクミョウイン」地名は、何に由来するものであろうか。この問題は、官符事書注文の「壑田百

十四町」の「国郡条里坪着在別巻」という注記との関係から考えるべきであろう。この注記は、統命院の経済的基盤である墾田が、複数の国・郡に分散占地され、条里地割り・条里呼称の展開する地域に占定されていたことを意味しているといえよう。

筑紫野市俗明院周辺は、現在著しく都市化がすすみ、その痕跡は容易にたどりがたくなっているが、昭和八年発行二万五千分の一地形図「二日市」¹⁹には、畦畔・水路などによって区画された方格地割りがみられる。鏡山氏も、著書九〇頁に福岡県条里分布図を掲げられ、現在の筑紫野市一帯にも条里制が施行されたことを表現されている²⁰。また、明治十五年の字小名調によれば、大字俗明院には大坪、八ノ上地名が存在している。鏡山氏は八ノ上を「八ノ江」として処理し、上・江の標記は坪表記と通じるものであるとされている。筑紫野市内では俗明院の周辺に大坪（立明寺・永岡）のほか八ヶ坪（常松）など数詞坪地名があり、条里呼称が採用されていたことも明確である。さらに、近年の埋蔵文化財調査によって、俗明院の対岸にあたる山家では条里に規制された奈良時代の建物跡が確認されており、俗明院を含む周辺地域で条里制（条里プラン）が施行されたことは否定しがたい。このような条里制の施行された地域に、「ゾクミヨウイン」呼称が存在することは、俗明院周辺が「別巻」に坪付記載方式で表記された「ゾクミヨウイン」関連地区、すなわち統命院墾田が設定された地域であったことを示すものといえよう。

以上、統命院の創置、その背景に関して考察し、その所在地について検討した。その結果、岑守による統命院の創置が、弘仁末から天長初年の大宰府をとりまく歴史的課題に対処したものであったことが明らかになったと考える。このような歴史性をもつ統命院は、大宰府政庁を核にした大宰府域に、建築されたと考えるのが極めて自然であろう。それでは、こうして創置された統命院を支えた経済的基盤はどのようなようにして設定されたのであろうか。この点を次節で検討してみたい。

二、統命院の経済的基盤とその歴史地理学的研究

統命院の運営を維持するために、墾田一一四町が設定された。これらの墾田は前述のごとく、複数の国・郡のうち条里地割・条里呼称の施行された地に占定されていた。そして前節に述べたごとく、筑紫野市俗明院の地名「ゾクミヨウイン」が、統命院に付設された墾田の占定に由来するものだとするならば、統命院墾田が占定された他の九州諸国にも「ゾクミヨウイン」地名が存在した可能性は極めてたかいといえよう。実際に九州各県の地名を博搜すると佐賀県三根町と福岡県犀川町に統命院地名が見いだされるのである。

とくに佐賀県には、口分田・空閑地など古代の土地制度に由来すると思われる地名が数多く存在しているので、佐賀県三根町の統命院も、「ゾクミヨウイン」地名の特異性に注目す

ると、統命院に付設された墾田の所在地に由来するものであったと考えられる。

この二つの統命院については、後述のごとく古くは国府統命院との関係を想定する意見もあったが、倉住氏も指摘されたようにその可能性は低いといえよう。統命院の歴史性を考えるならば、他の諸国に統命院と同様の施設を設置する必要性は全くないからである。

これらの墾田はその収獲物が統命院の財政基盤であるから、いわゆる未開墾地ではなく、治田であったと考えられる。そしてこの治田は、前節に述べたように、弘仁年間以来の不作・疫病による、民力低下の結果として生じたものと考えられるのであるが、それは具体的にどのような耕作地であったのだろうか。以下、九世紀前半の開墾事例の検証の意味も含めて、これらの統命院周辺の歴史的展開を検討しておきたい。

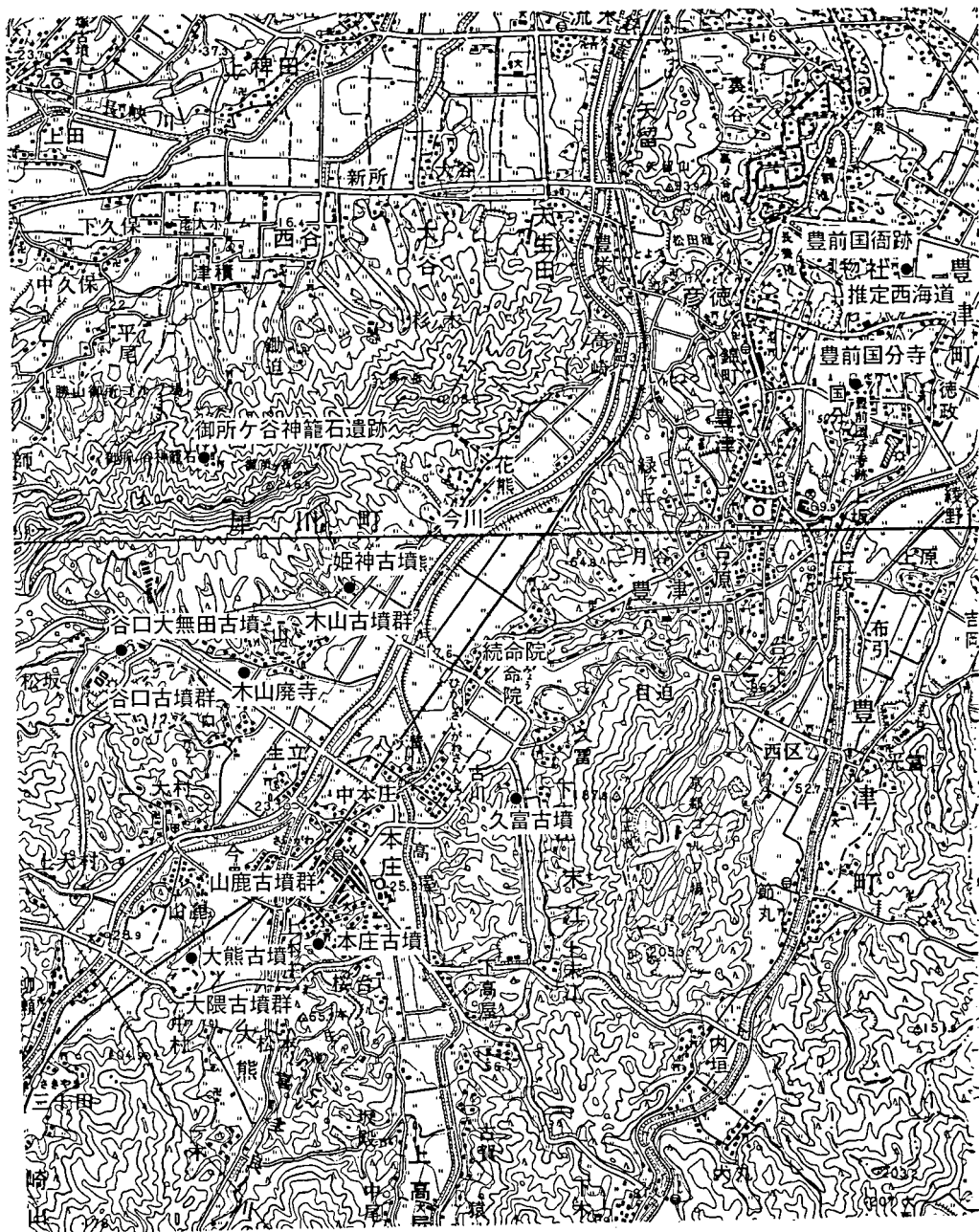
(一)「ゾクミョウイン」を歩く

筑紫野市大字俗明院は、背振山系の東端と三郡山系西端とが形成する分水嶺の南側に位置し、南西方向から北東に流れてきた筑後川支流山口川が大きく流れを変える地点にあたる(図1参照)。令制下では御笠郡に属し、『倭名抄』長岡郷の一部と考えられる。長岡郷は『延喜式』兵部省式の長丘駅所在郷と推定されており、道路状遺構などは未だ確認されていないが、交通上の要衝に近接する地帯であったと考えられる。中世以降にも、たとえば筑紫探次郎に対する文明十一年少

武政資安堵状に「統命院拾貳町」がみえ、永正十四年の筑紫百宝子丸所領坪付注文にも「一所統命院十二町」とある。²²⁾さらには天正年間の「筑前田畠之高村々指出前之帳」に「俗明院村」の田二八町、畠二町とあるなど、この地が単位所領として存続したことがわかる。その面積は一二・二五町であるから、およそ立明寺から永岡を結ぶ丘陵の北側で、山口川の南岸がその範囲と考えられる。全体に南西方向から北東方向に緩やかに傾斜する水田地帯であり、山口川の北岸は先述の分水嶺の南側にあたる。

俗明院の集落は、現在JR九州鹿児島線、西日本鉄道大牟田線さらに国道三号線・南福岡バイパスが南北に走り、それらの敷設に際して土盛整地などが行われたため、集落周辺道路などと山口川の間にはかなりの比高差がみられる。集落の北端に鎮座する菅原櫛田神社あたりでの比高差は約5mにおよび、鳥瞰的にみれば集落全体が水田地帯の島状の観をていするが、集落東方の南福岡バイパス下の山口川橋付近での比高差は小さく1m程度である。集落全体が南西方向から北東方向に向かってかなりの傾斜をもっているようである。

山口川の土砂運搬作用は現在でも活発であり、かつ古賀方面から北流してきた山口川が、立明寺の集落北端で丘陵の規制から開放されて俗明院方向に流れていく複数の河道が観察されるので、俗明院付近の地形は山口川が河川氾濫をくりかえして、いくたびかの変遷を経た結果形成されたものといえよう。山口川は、俗明院の東南で宝満川と台流するが、その



国土地理院発行5万分の1「行橋」(1997年)「田川」(1994年)を合成

図Ⅱ 犀川町続命院とその周辺

周辺は「所によつては二m以上にわたって砂礫層と青灰色シルトおよび泥炭土が互層をなし後背湿地となっている」とされるが、こうした土壌の特質は、俗明院付近にも共通するのではないかと考えられる。

西方の古賀からその北方の武蔵・塔原にかけては古代寺院跡をはじめとする古代遺跡が多い。しかし、俗明院付近については、全く埋蔵文化財調査などは実施されていないが、地形的なことも考えると、古代においては後次的な開発地と考えられる。

福岡県犀川町の統命院は、英彦山に源を発する今川の中流域にあたる犀川盆地の北端部右岸に位置する(図Ⅱ参照)。犀川盆地は南北に長い盆地であるが、北端部は西からの御所ヶ岳山稜と東からの豊津丘陵が迫って隘路となっており、犀川盆地内でいくつかの支流を糾合した今川にとっては、かなり狭隘な流路に変化している。しかも上流からの土砂運搬も活発であり、統命院の西方ではかなり河床が高くなっている。

盆地内部の大半は、昭和四九年以降に圃場整備が行われ、過去の地割りは完全に姿を消したが、昭和四二年自衛隊撮影の航空写真によると今川支流高屋川左岸に南北一〇町東西三町の方格地割りがみられた。また統命院の南側にも若干の方格地割りが検出されるが、範囲は明確ではない。しかし、統命院南の久富には口ヶ坪・六ノ坪・高ノ坪、古川には丁ヶ坪などの坪地名が確認できるので条里制が施行されていた可能性は極めてたかい。坪地名は本庄・大熊などにおいても確認

できる。時代は下るが、享禄二年七月大内家奉行人奉書に「豊前国仲津郡統妙院七町地」とみえるので、中世をつうじて単位所領として存続した²⁵⁾。

今川左岸の花熊にも三反ヶ坪・九反ヶ坪などの坪地名が確認できるが、松坂川流域は明治九年以後に土地改修事業がなされており、左岸全域で明瞭な方格地割りをみいだすことはできない。花熊・木山・谷口の集落を結ぶ線の東側は氾濫原となっているが、著名な神籠石遺跡である御所ヶ谷の山麓にあたるこの地域には、前方後円墳の姫神古墳をはじめ、谷口大無田古墳や木山古墳群・谷口古墳群などが点在している。さらに木山では豊前垂水廃寺や相原廃寺などに類例がある軒丸瓦や老司系の軒丸・軒平瓦も出土しており、盆地内では左岸一帯が古墳時代以来の開拓・居住の空間であったことがわかる。また南端の山鹿・大熊では、大熊古墳・本庄古墳や山鹿古墳群などが所在している。

これにたいし、北端の統命院付近では、わずかに弥生時代の箱式石棺群があり小型の仿製鏡が出土している程度である。²⁶⁾ 統命院の集落は、豊津丘陵(二月谷台地)の西南麓に位置し、現在では丘陵の傾斜転換点から水田地帯の島畑状の微高地にかけて展開し、水田との比高差は約一mである。盆地全体が南から北にかけて緩やかに傾斜しているが、統命院集落の南側は東から西にかけての傾斜も加わっており、ここに末江川が注ぎこむようになっている。圃場整備以前は、目迫川、古川(高屋川旧河道)なども流入していたようで、かな

りの低湿地であったと考えられる。

統命院集落の西方、今川に架かるのぐち橋のたもとに県営團場整備事業竣工記念碑がすえられているが、これによれば統命院・久富・古川・花熊一帯の水田は不整形で狭小、加えて湿地が多く、十二haで客土を施したことが記されている。

こうした近代の状況をふまえると、犀川盆地全体では、古墳時代以降、東部や南部を中心に開発が展開し、八世紀代に入る条里開拓時代以降に、北部の開発が着手された様相がうかがわれるのである。

犀川町統命院については、『京都郡誌』が「豊前遠鏡」をひいて「村称、筑前太宰府の西南に統命院と云村あり、其故事、九州二島より太宰府に故ありて来れる民の、久しく逗留し、病を受、又は餓死に及者多きを、太宰少貳小野岑守是を哀み、統命院と云家を立、土田を附て、かゝる者を助ん事を奏上す、其解文曰云々、桃云かく太宰府に草創ありしより、其例に准して、当国へも国府近き此所に基立有しにて、今も国分寺の末寺法輪山正太寺統命院と云小庵あるは其遺跡なるべし（始は仏寺にはあらず）」と記している。

『角川日本地名大辞典・福岡県』でも、この説を紹介し豊前国府の付属施設として統命院を記載しているが、小川武志氏は統命院施設は太宰府のみであり、当地は墾田があったところとしている。²⁹⁾『犀川町誌』は古代統命院について簡単にその事実を紹介するのみである。³⁰⁾また「豊前遠鏡」などにみえる正太寺統命院については、『犀川町誌』が「跡地のみ」

と記述しているように、現在は畠地であり、寄せ集めた大石が放置されているのみである。前述したように、西海道の各国府域に統命院施設が必要とされる歴史的條件はなく、しかも豊前国庁は豊津丘陵の北部の大字国作に想定されるので、距離的にみても、この地に国府付属の統命院が設置されたとは考えがたい。しかし、大宰府統命院の墾田地にもなう荘的施設が置かれた可能性はあり、大宰府統命院に対する観世音寺講師の関係から、この地の墾田経営に国分寺が関与した可能性は否定しがたいであろう。

佐賀県三養基郡三根町の統命院は、筑後川の支流井柳川右岸に位置し、クリークが縦横にはしる水郷地帯のなかに位置する（図Ⅲ参照）。佐賀平野の北に横たわる背振山地からは、多数の河川が源を発し、旺盛な土砂運搬作用によって沖積平野を形成している。井柳川やその西方を南流する田手川もそのひとつであり、統命院周辺はこの両河川に挟まれている。

統命院の集落と周囲の水田の比高差はほとんどなく、クリーク水面との比高差は冬季で約1m程度であった。一九九八年二月、偶然行われていた集落内水道工事にもなう掘溝部分を観察したところ、現地表下の約三〇cmが耕作土でありその下に礫を含む砂層が二cmほどあって、その下は粘土層となっていた。現在かなり排水もよくなっているが、前近代には湿地地帯であったことはいうまでもない。この底平地のなかの微高地を結ぶように、国道二六四号が東西に走るが、これらの微高地は貝塚遺跡である場合が多い。³¹⁾統命院集落も、



国土地理院発行 5 万分の 1「佐賀」(1992 年)

図Ⅲ 三根町続命院とその周辺

このような弥生時代以来の沖積地に形成された貝塚遺跡の一つと考えられる。

三養基郡は明治二九年に基肄・養父・三根三郡の合併で成立した郡であり、三根町は『倭名抄』でいう三根郡三根郷にあたる。三根郡は、『肥前国風土記』に「昔者、此郡與三神郡一合為二郡」、然海部直鳥、請分三根郡、即縁三神郡三根村之名、以為二郡名」とあるように、大化前代から七世紀後半には、神埼郡域と一つの地域社会を形成していたと考えられる。

こうした伝承は、背振山地から延びる丘陵部に展開する古墳の編年でも確認され、目達原古墳群から志波屋古墳群への首長墓の継続的移行が考えられている。このふたつの古墳群の被葬者は、記紀・風土記・国造本紀などの古代文獻にみえる嶺県主や米多国造の一族に比定されている。こうした文化的営為は奈良時代の寺院造営にも継承され、三根郡に塔の塚廃寺、神埼郡に辛上廃寺が造営されている。またこうした丘陵部の裾をぬうように古代西海道が走っており、奈良時代の主要な遺跡もまた、佐賀平野の北部に展開している。

これにたいし、佐賀平野南部の筑後川右岸地帯は、古墳時代から奈良時代にかけては、注目すべき遺構・遺跡は希薄である。しかし先述の海部直鳥の本拠地は千代田町とされており、また北茂安町域は『肥前国風土記』の物部郷に比定されるなど、大和王権との関係が推定されるので、この地域でも七・八世紀代の開発・居住は当然想定されるところである。

こうした地域社会の営為は、この地域における条里制の展開⁽³²⁾にうかがうことが可能であろう。延喜五年の「筑前国観世音寺資材帳」には三根郡鳥取里（北茂安町内か）や神埼郡における坪付記載⁽³³⁾がみえる。また続命院が属する三根町大字寄人や続命院に接する千代田町南里ケ里西方や南方には、丁ノ坪や壱ノ坪等の数詞坪地名が知られる⁽³⁴⁾。

平安時代に入ると、この地域にも新しい歴史の展開が推定される。官道は奈良時代よりも南側に変更され、続命院の約2km北方の井柳川沿いの下中杖遺跡では、平安前期の輸入開始期の越州窯青磁などが多数出土している。また三根町天建寺遺跡でも九世紀中頃の遺物が出土しており、九世紀ごろからこの地帯は新しい歴史段階に入ったと考えることができる。そして平安末期になると、神埼荘の経営にかかわる遺構をはじめとして、新たな遺構の展開がこのクリーク地帯の微高地でみられるようになるのである。

ところで『三根町史』⁽³⁵⁾では、正応五年の『肥前河上宮造営用途支配惣田数注文』の荘園分の一所として「続命院 四十三丁七反」とみえることから、この田地を三根町続命院周辺のこととし、大宰府続命院の寺領であったとされている。この注文は河上社の造営のための一國平均役賦課の単位を列挙したものであるから、続命院周辺が中世をつうじて一つの単位所領として存続していたことはここからもうかがわれるが、続命院が大宰府続命院の寺領である根拠にはならない。続命院の大宰府続命院寺領説は、地名辞書などに依拠した俗

説といわざるをえない。ただし、管見の限りでは中世における領家は不明である。

三根町統命院は、奈良・平安初期の地域開発のなかで中心的な地区からやや離れた沖積平野のなかに占定された墾田地であったといえよう。ただし、物流の視点でいえば交通体系等の変化により重要な地理的位置をしめるようになり、墾田地の一部を中心に「荘」的施設が確保されたことも予想される。平安中期以降は領主制の成立・展開し、単位所領としてのまとまりを維持できたものと考えられる。

以上、ゾクミョウウインを称する三カ所の、前近代における歴史的展開を、現地の観察をふまえながらその概況を述べたが、三者に共通していえることは、(A)これらの地域がいわゆる乾田地帯ではなく、湿地地帯に属すること、(B)古墳時代から奈良時代に関係、遺構が展開する地域の周辺部に位置し、その意味では後次の開発の対象となった地域であること、(C)条里プランが展開したこと、さらに(D)水運の利用が可能な立地であること、そして(E)中世以降もひとつの単位所領として領主制支配が展開した地域であることなどである。こうした地域的特性は、大宰府統命院の創置段階での政治的・社会的諸問題を反映したものではなからうか。以下、その点について考察したい。

(二)「ゾクミョウウイン」墾田の占定とその歴史的意義
前項ではゾクミョウウイン地名の三カ所について検討を加え

てきたが、これ以外に現段階における管見の範囲では、ゾクミョウウイン地名は九州には存在しない³⁹⁾。もちろん他の地域に統命院墾田が占定された可能性は否定しがたいが、統命院創置の際の墾田総面積が一一四町にすぎないこと、占定作業や経営さらに穫稲の運搬などを勘案すると小規模墾田の占有は考えがたいこと、また中世以後の所領の単位が七町から四〇町であり、後世の分割相続や耕地拡大などを考慮すれば、かりに存在したとしても二、三箇所を越えないであろう。したがって、前項で指摘したゾクミョウウインの地の特性は、統命院創置の際に占定された墾田を中心とする場所が有していた、地域的特性として普遍化できるのではなからうか。

統命院の経済的基盤は、創置の際に占定した墾田一一四町からの穫稲であることはいうまでもない。したがってここでのいう墾田とは、開墾予定地としての墾田ではなく、既墾地としての墾田すなわち治田であることはいうまでもないであろう。その場合、律令的土地制度のなかで最も田主権が強くあった治田を、なぜどのようにして占定・占有しえたのかを検討していくことが、統命院創置の事情を理解するうえで重要なのではないだろうか。

この統命院墾田(以後治田と記述する)の占定について、倉住氏は弘仁末年の公営田設置というような管内諸国田畝の再検討のなかで行われたことを指摘されている。大局的には正鵠をえた見解であるが、占定・占有の対象地の相違をふまえた検討が必要であらう。

周知のように公営田制は、西海道九国の口分田六五六七七町・乗田一〇九一〇町のうち、口分田五八九四町と乗田六二〇一町を占定して特異な経営を行う制度である。拙稿Aで指摘したように、公営田制に編入した耕地は、弘仁年間以来の飢饉・疫病によって死去した公民の耕作していた口分田や、家族全員が死去して残された口分田（絶戸田）を充用したものと考えられるが、残された耕地はこのような国家的管理の土地ばかりだったわけではない。おそらく、既墾地に切り添えられた治田や新しく開墾した治田のなかにも、その墾田主が死亡したり、民力の衰退のなかで放棄されたものが存在したと考えられるのである。

このような民力の衰退時には、どのような耕地が放棄されるのか。それは、生産性の低い耕地から放置されたのではないかと考えられる。古代における生産性の低い耕地とは、土壌が常時還元状態におかれて有機物の分解が緩慢であり、しかも地温が上昇しにくい湿田であったことはいうまでもないであろう。湿田耕作が、経営的に不安定な状態におかれたことは、初期荘園の事例からも推察されるところである。また、一般的には、古代の耕地は弥生時代の湿田地帯から半乾田さらに乾田地帯にすすみ、奈良時代後半以降に湿田地帯の計画的開発に条里制的地割りをともなうて展開するようである。したがって、奈良時代後半以降の不作・飢饉のなかで、比較的耕作放棄の対象となるのは、こうした湿田地帯の条里地割りが展開する地域ということになる。民力の衰退のなか

で、生産性の高い乾田地帯の水田維持が優先されるのは、当然というべきであろう。

小野岑守が占定（実際には各国国司をつうじて占定）したと考えられる統命院墾田の故地が、いずれも条里地割りが展開する湿田地帯に比定されることは、統命院創置時の社会的状況の反映といえよう。すなわち、弘仁末期から天長初期にかけて、耕作放棄された治田、あるいは田主権所持者が死去した治田が現出していた。こうした治田のなかでも、生産性が低く、耕作再開の可能性も低い湿田部分が、統命院の墾田に占定されたのではないかと考えられるのである。では、なぜこうした水田域を占定せざるをえなかったのだろうか。

それは、田主権の問題とも関係するのではなからうか。治田には、本来田主権を有する者がいたはずであるが、治田を統命院墾田として運用するためには、彼らの権利を否定ないしは凍結する必要がある。これを権力的に行うことも不可能ではないが、統命院自体が国家的認知をえないものである以上、何らかの法的根拠にもとづく行為であることが必要であろう。そして、こうした本来の田主権を否定できる法的根拠が存在したのである。それは個人が占定した開墾予定地を三年以内に治田となしその耕作を維持しなければ、²²空閑地として、他者の占有申請を認めるという三年不耕の原則である。絶戸田の場合には関係ないが、弘仁末年の大宰府管内諸国における不作・飢饉による民力の低下で、放棄された治田を集積するには極めて有効な法的根拠であったといえよう。

しかし、こうした大宰大式や国司による墾田治田の占定行為には、もう一つおおきな問題があった。それは延暦・弘仁期に再三だされた国司の田地所有を制限する官符の存在である。例えば、弘仁三年には「応禁断国司買墾田并占中田地上事」というような命令がだされている。⁴⁵⁾ こうした法的制限をクリアするためには、占定を大式小野岑守（あるいは各国々司）の行為とするのではなく、小野岑守個人の墾田集積活動の形態をとらざるをえない。したがって、岑守個人が墾田永年私財法の三年不耕の原則にのっとり、荒廃放置された墾田治田の占有を各国国司に申請する体裁を採らざるをえなかったのではなからうか。

統命院墾田の総面積が墾田永年私財法にいうところの四・五位（岑守は天長三年従四位下から従四位上になっている）の占有制限額である一〇〇町に近似していることも、こうした占定方式をうらづけるものではなからうか。

すなわち岑守らにとって、種々の法的規制をクリアして、統命院墾田を確保するには、最も権利関係がいまいちなままで推移する可能性がたかい治田、すなわち耕作放棄の対象となりやすい湿地地帯の治田に、統命院の墾田を求めざるをえなかったのではなからうか。⁴⁶⁾ そしてこのことは逆に、不作・飢饉などの被害を最も受けやすい階層が、どのような墾田経営を営んでいたのかを示唆しているようである。

このような限界をもつ統命院墾田の占定であったが、しかし、これとても順調に維持されたわけではない。以下、その

問題を考え、統命院公認の背景も検討しておきたい。

（三）統命院の公営化について

占定にさいして統命院墾田を規定した限定性・限界は、岑守の大式在任中は表面化しないものであるが、その退任さらには大宰府にたいする影響力の衰退とともに、露呈することとなる。大宰府官人全体に統命院墾田の維持・運営の必要性がつよく意識されないかぎり、国家によって公認されていない施設の管理・運営は負担以外のなにものでもないのである。その状況を岑守は「地隔人遠。執検難周。転以属人。更増疎廢」と表現しているのである。

また、不作・飢饉の壊滅的状况からの回復にともなう、農民などの耕作意欲の拡大は、当然、土地占有関係の再確認をもとめる事態が頻発することまた予測させるのである。統命院墾田は、その占有についての公的確認が必要な状況に追いこまれるのである。

このような状況を打破する最良の策が、統命院の公認、国家的管理への移行であることは言うまでもない。岑守自身が退任後、再三の上奏を行ったことは史料にもみえるところである。しかし、岑守の奏上は、裁可されなかった。当時の太政官政府内部に、地方政治の監督のありかたをめぐる政治路線の違いがあったことも考えられるが、その理由は明確ではない。岑守の死後その意志は家族にひきつがれ、岑守の願いが実現したのは、承和二年であった。なぜ、この承和二年に

なつて裁可されたのか。その理由もまた史料的には判然としない。しかし、小野氏と統命院の周囲で起こった次のふたつの出来事は、統命院の公営施設への移行とまったく無縁であるとは言いがたいものがある。そのひとつは、前述した岑守の子篁が承和元年に遣唐副使に任命されたことであり、他のひとつは承和三年の神崎郡での六九〇町におよぶ勅旨田の設定である。

遣唐使がその任務の危険性から、任命後さまざまな優遇処置の対象になったことは容易に理解できることである。篁自身も遣唐副使への任命後、承和二年正月に従五位下から従五位上となり翌年正月には正五位下に昇叙されている。また近江国にある小野氏神社への官符によらない往来が小野氏一族で五位以上の者に許され、三年五月には篁の申請により、小野神に従五位下の神階が賜えられたことも、氏族への厚遇として理解できるであろう。こうした小野氏への厚遇が展開していた承和二年十二月に、統命院が公認されたのである。それは、篁が遣唐副使として正四位上の借位を授けられた翌日でもあった。統命院公認の要因が奈辺にあったかを直截にかたるものといえよう。

勅旨田の設定は、神崎郡での六九〇町におよぶ空閑地の占定を意味する。すなわちそれは、承和三年以前に国家的開発の対象としての空閑地を確定する作業、いわば校田の実施ないしはそれ以前における肥前国司による既耕地・未耕地の確認作業の進展をうかがわれるのである。校田は、班田の前提

作業としての性格をもっているが、平安時代に入ると校田のみで班田が実施されなかった例は、複数存在している。大宰府管内すなわち西海道諸国の校班田実施状況は、不明な部分も多いが、弘仁十四年の公営田設置の際と、承和九十年ごろに班田が想定されている。かりにこの見解にしたがうならば、一紀一行班田を国是としていた当時、両時期の間ごろに校田が実施された可能性もまたありうるのではないだろうか。いずれにしろなんらかの形で、国司による田主権の確定作業がすすめられていたと考えられるのである。

しかも前述したように、神崎郡は三根郡の隣郡であり、統命院の遺称地は現神崎郡と三養基郡の郡境に位置しているもので、田主権の確定作業が個別神崎郡のみで実施されたものでないとするならば、岑守が大宰大貳在任中から保持してきた統命院墾田も田主権の帰属をめぐって、厳しい状況に追い込まれたことが想像されるのである。岑守の意志を実現しようとした岑守遺族が、承和初年に必死の運動を展開したことは容易に推測できるであろう。こうした運動が、承和二年の統命院公認に結実したのではなからうか。

おわりに

土地制度や土地の占有状況は、具体的な土地（耕地）と人間との関係性の表現である。そして耕地は、人間の自然を対象化する営みの産物であるがゆえに、そこには、対象化の過

程が反映されているのではないか。こうした素朴な疑問から、統命院という、切ないほど直截な地名を冠する地域を歩くことを思いついた。歩くことによってえられた情報は、統命院壘田の占定過程を具体的に考え、かつ統命院の置かれた状況を考えるうえで、極めて有益な資料であった。こうした本稿での試みが、十分に初期の目標に到達しえたかどうか、いささか心もとないところもあるが、今後こうした研究手法の積みかさねによって、地域・空間に視座をすえ、そこから文字史料に表現しきれていない情報を補っていく方法論を模索することを期して、擱筆することとした。

- 註(1) 「祥瑞出現と国司行政」(日本歴史五五六号、一九九四年)
- (2) 「公営田政策の背景」(『東アジアと日本』歴史編所収、一九八七年吉川弘文館刊)、以下本文中で引用する場合は拙稿Aと記述する。
- (3) 「大宰府統命院の建置」(九州歴史資料館研究論集十一、一九八六年)
- (4) 『日本文徳天皇実録』仁寿二年十二月癸未(二十二日)条
- (5) 『日本古代氏族人名辞典』(一九九〇年吉川弘文館刊)を参照。ただし天長五年に統命院の設置を建議し認められたとするのは誤り。
- (6) 家族とは、この前年の承和元年に遣唐使に任命されていた小野篁も含まれるであろう。統命院の公的管理への移管は、後述のごとく篁の遣唐使任命を配慮したものかとも考えられ

る。また右大臣清原夏野の母は『公卿補任』弘仁十四年夏野項尻付では小野繩手売(小野朝臣家主)とある。彼女は、小野氏系図(『尊卑分脉』「群書類従」統群書類従所収)などには確認できないが、小野氏との関係の濃さが推察される。

- (7) 拙稿「九世紀の大宰府と国司」(『新版・古代の日本③九州・沖縄』一九九一年角川書店刊)で、この間の状況や後述の大宰府の行政的特異性などについて述べている。

- (8) 『類聚三代格』卷一七弘仁十三年三月二十六日官符

- (9) 拙稿「平安初期の政治基調について」(史学研究一三七号、一九七七年)

- (10) 『筑前国統風土記』(一七〇三年編纂) 一九八八年校訂版、文献出版刊

- (11) 『大宰管内志』(一八四一年著) 一九三四年大宰管内志刊行会刊

- (12) 川添昭二氏編『福岡県の歴史』一九九七年山川出版社刊

- (13) 筑紫野市・春日市・大野城市・筑紫郡編、一九八〇年福岡県教育委員会刊

- (14) 『日本三代実録』貞観十一年十二月二十八日条、同貞観十五年十二月二日条

- (15) 鏡山猛氏『大宰府都城の研究』(一九六九年風間書房刊)、岸俊男氏『大宰府と都城制』(『大宰府古文化論叢』上、一九八三年吉川弘文館刊)、金田章裕氏『古代日本の景観』第三章(一九九三年吉川弘文館刊、初出は一九八九、一九九二年)、狭川真一氏『大宰府の条坊』(月刊文化財三〇二、一九八八年)、同氏『大宰府条坊の復原』(条里制研究六、一九九〇年)、

- 倉住靖彦氏「都市大宰府をめぐる若干の考察」（九州歴史資料館研究論集一五、一九九〇年）
- (16) 『続日本紀』神護景雲三年十月甲辰（十日）条
- (17) 倉住氏注（15）論文
- (18) 『日本列島』^{二万五千分}「地図集成V」（一九九四年科学書院刊）所収
- (19) 日野尚志「筑前国那珂・席田・粕屋・御笠四郡における条里について」（佐賀大学教育学部研究論集二四、一九七六年）でも条里地割りの実施が確認される。
- (20) 『福岡県史資料』第七輯（一九三七年福岡県刊）所収
- (21) 『筑紫野市文化財調査報告書第二八集 山家地区圃場整備事業関係埋蔵文化財調査報告書』（一九九〇年筑紫野市教育委員会刊）
- (22) 川添昭二氏編『嘉穂地方史 古代中世編』一九六八年嘉穂地方史編集委員会刊
- (23) 『福岡県史資料』第一輯（一九三三年福岡県刊）
- (24) 筑紫野市『岡田地区遺跡群Ⅱ・Ⅲ』（一九九八年筑紫野市教育委員会刊）
- (25) 『萩藩閥閥録』卷二二ノ二周布
- (26) 以上周辺の遺跡については、犀川町教育委員会刊の『木山廃寺跡』（一九七五年）、『城井遺跡群』（一九九二年）、『城井遺跡群Ⅱ』（一九九四年）などを参照した。
- (27) 伊藤尾四郎編著（一九一八年）、一九七五年美夜古文化懇話会覆刻
- (28) 統命院項、一九八五年角川書店刊
- (29) 「郷土『さいがわ』の歩み」（犀川町郷土誌研究会刊『郷土誌さいがわ』五、一九八六年）
- (30) 犀川町一九九四年三月刊
- (31) 以下、三根町統命院周辺の考古学的知見については、『三根町文化財調査報告書第一集 孤ノ江遺跡』（一九八一年同町教委刊）、『同第二集 天建寺土井内遺跡』（一九八五年刊）、『同第三集 本分三本柳遺跡』（一九八六年刊）、七田忠昭「肥前国神埼郡における駅路と周辺の官衙的建築群の調査」（条里制研究四、一九八八年）、『千代田町文化財調査報告書第九集 藤ノ木西分遺跡Ⅰ・直島四本松遺跡』（一九八九年同町教委刊）、蒲原宏行「古墳と豪族」（『風土記の考古学』）一九九五年同成社刊行）などを参照。
- (32) 『佐賀県文化財調査報告書第一〇九集 佐賀県地籍図集成三』（一九九二年佐賀県教委刊）
- (33) 『平安遺文』第一巻所収。
- (34) 『角川日本地名大辞典四一 佐賀県』資料編小字一覽、一九八二年角川書店刊。
- (35) 一九八四年三根町史編集委員会刊
- (36) 『鎌倉遺文』第二三巻所収
- (37) 前注文書にみえる田数四三町のほか、「弘安四年蒙古合戦勲功賞肥前国米多統命院配分事」（『肥前国神崎莊史料』一九七五年吉川弘文館刊所収）に「米多統命」「屋敷 統命院村」などの記載がみえる。また文和二年一色道猷充行状写（『南北朝遺文九州』第三巻所収）では、統命院内の田地五町が綾部新次郎に充て行われている。さらに「秋吉氏相伝文書寛書

享」(『豊後国荘園公領史料集成四上』一九八七年別府大学附属図書館刊、所収)には嘉暦元年八月八坂盛繼が「肥前国米多統命院地頭職」などを子乙寿丸に譲与したことが記されている。米多荘は、宇佐宮を領家とする荘園と太宰府天満宮を領家とするものがあった。

- (38) 注(34)のほか『日本歴史地名大系四二 佐賀県の地名』(一九八〇年平凡社刊)など。

- (39) 『角川日本地名大辞典』の九州各県版の資料編小字一覽、注(20)文獻、『平安遺文』『鎌倉遺文』『南北朝遺文・九州編』所載の中世前期文書類などでは、確認できなかった。

- (40) 『類聚三代格』卷十五弘仁十四年二月二十一日太政官謹奏(41) たとえば東大寺領越前国道守荘では、低湿地を占田していた田辺来女の墾田が東大寺に併合されている。低湿地の開発における低位性・後次性については金田章裕氏「古代・中世における水田景観の形成」(『稲のアジア史3』一九八七年小学館刊)、八賀晋氏「古代の農耕と土壌」(『古代の日本』二、一九七一年角川書店刊)などを参照。

- (42) 吉田孝氏『律令国家と古代の社会』第V章(一九八三年岩波書店刊、初出は一九六七年)、拙稿「奈良朝前半の墾田法について」(『日本史研究』三三、一九八一年)

- (43) 『類聚三代格』卷十五弘仁三年五月三日官符

- (44) 平安初期に私財法の制限額が有効であったか否かは論議があるが、弘仁二年に墾田占有方式について「応下占三田地 依中町段数上事」という官符(『類聚三代格』卷十五弘仁二年二月三日官符)がだされ、町段による占定が指示されていること

から、厳密な運用ではなくともこれに近い制限は残っていたのではないだろうか。

- (45) このような田品の側面だけでなく、統命院遺称地が、河川に面していることもあるいは勘案するべきであろう。その際に、筑紫野市の俗明院は、肥前統命院墾田からの物資の集積地的役割を果たした可能性も考えられるであろう。その意味では、筑紫野市俗命院を墾田地とのみ規定するのではなく、荘所的役割が期待された地というべきかもしれないが、現段階では推定にとどまざるをえない。

- (46) 笠井純一氏「平安初期国司観察制度の展開をめぐって」(ヒストリア七〇、一九七六年)

- (47) 『続日本後紀』承和元年正月庚午(十九日) 条

- (48) 『類聚国史』卷一五九承和三年十月癸亥(二十七日) 条

- (49) 『続日本後紀』承和二年正月癸丑(七日) 条、ならびに同年正月丁未(七日) 条

- (50) 『続日本後紀』承和元年二月辛丑(二十日) 条、ならびに同年五月庚子(二日) 条

- (51) 『続日本後紀』承和二年十二月壬申(二日) 条、ならびに同年癸酉(三日) 条

- (52) 林隆朗『上代政治社会の研究』第三章(一九六九年吉川弘文館刊、初出は一九五八年)

本稿は、一九九七年度文部省科学研究費補助金(基盤研究c研究課題「平安初期における西海道の地域政治史的研究」)の交付にもとづく研究成果の一部である。

(広島大学文学部)

The Establishment of Zokumyoin (続命院), and it's Financial Base

Motoka NISHIBEPPU

Zokumyoin is a weary travelers lodging what was established by Minemori Ono (小野岑守). I intend to study, in this paper, the reason for the establishment and financial base. When Minemori started to assume change in the Dazaifu (大宰府 Kyusyu regional office) Vice-Minister (大宰大貳), Saikaido (西海道 ancient name of Kyusyu) provincial government's business was delayed by misgovernment of The Central Government, and the region was devastated by annual failed and epidemic. The expressly point out is the wretched life of travelers who were remaining in Dazaifu Capital for official business. Minemori tried to solve the matters by the establishment of Zokumyoin. Financial base of Zokumyoin was the cultivated area what was abandoned by annual failed. The place name 'Zokumyoin', there's few in Kyusyu, is derived from this area.